

議題 4

資料 ページ	内容	説明内容
1	表紙	<p>小型旅客船や遊漁船といった事業用小型船舶の船長に必要な「特定操縦免許」制度の改正についてご説明いたします。</p>
2	特定操縦免許制度の改正	<p>まず始めに、特定操縦免許制度の改正の全体像です。</p> <p>今般、令和6年4月からの法改正により、特定操縦免許を取得するために修了すべき講習として、特定操縦免許講習が新たにスタートしました。また、特定操縦免許を受ける方の乗船履歴に応じて、小型旅客船・遊漁船等に、船長として乗り組む場合に乗船可能な航行区域を限定する、「履歴限定制度」も新たに導入されました。これら2つの制度につきましては、令和6年4月以降に新たに特定操縦免許を取得する方から、ただちに適用されております。</p> <p>次に、改正法の施行前、つまり令和6年3月31日までに特定操縦免許を取得していた場合の取り扱いについてです。経過措置として2年間の期間を設け、当該期間中すなわち令和8年3月31日までは、特段の手続きを行わなくても、そのまま船長業務を継続できることとなっております。また、この令和8年3月31日までの経過措置期間中に、「移行講習」を受けていただくことで、新たな特定操縦免許への切り替えを申請することができます。</p>
3	特定操縦免許講習	<p>続きまして、制度改正の具体的な内容について ご説明いたします。</p> <p>小型旅客船、遊漁船の船長に必要な操縦免許である「特定操縦免許」は、これまで約7時間の「小型旅客安全講習」を受けることで、取得することが可能でありました。しかし、今般の法改正により、講習の名称が、「特定操縦免許講習」に変わるとともに、講習の内容についても、いままでの講習と比べて8時間増えることとなりました。これまでの「小型旅客安全講習」では、主に、事故が起きた際に、船長に必要な能力として、旅客の救命に関する内容を主な内容としておりましたが、「事故を未然に防ぐ」という観点も非常に重要であることから、新制度の「特定操縦免許講習」では、船長の心得や出航判断能力に関わる知識などについての学科科目を4時間、それから、特に旅客船であることを念頭においた、安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を4時間の計8時間が追加され、講習全体では15時間のものとなっております。</p>

		<p>また、受講した方がきちんとその内容を身につけたことを確認する観点から、これまで行っていなかった科目ごとの修了試験についても新たに義務付けられることとなりました。このため、全ての科目について修得状況が合格ラインに達した方のみ、「特定操縦免許」を取得できることとなっております。なお、万が一、修了試験で不合格となった場合も、一発でアウトとならないよう、補講や再試験も併せて取り入れられております。</p>
4	履歴限定制度の導入	<p>ここからは、履歴限定制度の導入についてご説明いたします。</p> <p>特定操縦免許を取得した後も、特に陸岸から一定の距離があったり、航行時間が長くなる場合などにおいては、運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長の資質が、旅客の命を守るために非常に重要な要素となります。このため、免許段階においてこのような能力を担保する必要があることから、「沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船」の船長には、一定の乗船履歴を求めることとする制度となっております。</p> <p>具体的に必要となる乗船履歴は、船舶の用途や種類に関係なく、沿海区域以遠を航行する船舶であって、小型船舶を含め、総トン数200トンまでの船舶において、船長、航海士、又は甲板部員として乗り組んだ履歴を1年以上求めることとなっております。なお、必要な乗船履歴を持っていない方については、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域が、平水区域に限定されます。このため、令和6年4月以降に無限定、すなわち沿海以遠も航行することができる特定操縦免許の申請をする際には、乗船履歴を証明する書類を提出していただくこととなります。</p> <p>なお、安全統括管理者、運航管理者になられる方におかれましては、この履歴限定制度を踏まえたうえで、船長として乗船させようとする方が、船長要件を満たすことの確認を今後行っていただくこととなりますが、その際には、操縦免許証における色や標記の違いによって判断することが可能となっております。</p> <p>令和6年4月以降に、新規で特定操縦免許を取得したり、旧特定操縦免許からの切り替えを行った場合に、平水限定である特定操縦免許には、左側のイメージ図のとおり、免許証に黄色の背景で「特定限」と記載され、限定が無い特定操縦免許には、右側のイメージ図のとおり、水色の背景に「特定全」と記載されることとなっております。特に、限定沿海を含め、沿海区域以遠の航行区域で運航する小型旅客船や遊漁船の場合は、船長さんが水色の背景に「特定全」と記載されている操縦免許証をもっている必要がありますので、この点に注意してご確認いただければと思います。</p>

5	経過措置	<p>ここで、経過措置についてご説明いたします。</p> <p>改正法の施行日から2年間、つまり令和8年3月31日までが経過措置期間となっております。施行日以前に特定操縦免許を取得した方につきましては、令和8年3月31日までの2年間に限り、特別な手続きを行うことなく、全ての航行区域において、もちろん一級又は二級の操縦免許に応じた区域内ということになります。なお、引き続き小型旅客船、遊漁船の事業用小型船舶に船長として乗船することが可能となっております。なお、ここでご留意いただきたいのは、経過措置期間中であっても、新特定操縦免許に切り替えた場合は、履歴限定制度の対象になるという点です。必要な乗船履歴を有さない状態で新特定操縦免許への切り替えを申請した場合、平水区域のみでしか乗船することが出来ない履歴限定付きの免許証が交付されることとなりますので、沿海区域以遠で船長業務を行う方については、是非必要な乗船履歴を満たす状態になってから、免許の切り替え申請を行っていただければと思います。</p> <p>次に、既存の特定操縦免許受有者の方が新たな特定操縦免許への切り替えを行うためには、今回講習内容が拡充される部分に該当する、「移行講習」を修了する必要があります。こちらも、特定操縦免許講習と同様に、修了試験に合格した方にのみ、修了証明書が交付されることになっております。</p> <p>また、現在まさに小型旅客船や遊漁船に船長として乗船されている方々が、経過措置期間中にスムーズに移行講習を修了していただけるよう、一定の乗船履歴をお持ちの方については、乗船実技科目を免除することができるといった取扱いとなっております。この一定の乗船履歴とは、小型旅客船や遊漁船に船長として3ヶ月以上乗船した履歴でございます。この履歴を講習機関に示すことで、実技講習が免除となり、学科のみの講習で必要な講習が修了するという、経過措置期間のみの取扱いです。</p> <p>なお、移行講習を受講していない方が、経過措置期間中に免許証の有効期間を更新した場合には、特定操縦免許証の「特定」と書かれている欄を赤色にしたものが交付されます。また、経過措置期間中に免許の切り替えを行わなかった方が、経過措置期間終了後に免許証を更新した場合については、「特定」と書かれていた欄の文字を消した状態で、その欄を赤色にしたものが交付されることとなっております。</p> <p>当該欄が赤色の免許証については、「特定」の文字が入っている場合に限り、令和8年3月末までは、小型旅客船や遊漁船に、船長として乗船することができますが、令和8年4月以降は、「特定」が記載されているか否かに関わらず、小型旅客船や遊漁船に船長として乗船することができませんのでご注意ください。</p> <p>また、移行講習自体の実施期間は令和8年3月までとなりますが、この欄が赤色の免許証を持っている方につきましては、経過措置期間終了後に改めて特定操縦免許講習を受講することとなった場合、救命科目が免除されますので、救命科目以外の課程を修了することで、新たな特定操縦免許を取得することが可能となっております。</p>
---	------	---

6	特定操縦免許にかか る免許証のパ ターン	<p>続いて、いま表示しておりますのが、特定操縦免許証のパターンを見やすくしたものでございます。先ほど説明しましたように色や標記の違いで、現在、船長さんがお持ちの特定操縦免許証がどのような状態であるかを判別することができます。</p> <p>まず、①で表示しておりますグレーの背景で「特定」と記載されているものは、本年3月31日までに旧制度の特定操縦免許証を取得した場合の特定操縦免許証でございます。現時点では、このタイプの特定操縦免許証をお持ちの方が最も多いと思います。</p> <p>次に、②で表示しております赤の背景に「特定」と記載されているものは、本年3月31日までに旧制度の特定操縦免許証を取得し、かつ本年4月1日以降に有効期間の更新や住所・本籍等の訂正を行った場合の特定操縦免許証でございます。</p> <p>重複しますが、この①及び②の状態は、令和8年3月31日までは、いままでどおり、旅客船や遊漁船の船長として、1級・2級の操縦免許に応じた区域であれば制限なく航行することが可能です。しかし、この状態のまま令和8年3月31日の経過措置期間が過ぎると、特定操縦免許証の資格は無効となってしまう、旅客船や遊漁船の船長さんとしての乗り組みはできなくなります。</p> <p>そして、③で表示しております黄色の背景に「特定限」と記載されているものは、本年4月1日以降に新制度の特定操縦免許講習を受け、免許切り替えを行った場合の特定操縦免許証でございます。このタイプの特定操縦免許証の交付を受けると、1級であっても2級であっても平水区域のみしか航行ができません。</p> <p>最後に④で表示しております水色の背景に「特定全」と記載されているものは、本年4月1日以降に新制度の特定操縦免許講習を受け、かつ、1年以上の乗船履歴の証明によって、履歴限定解除を行った場合の特定操縦免許証でございます。これは、平水限定が解除された状態ですので、1級・2級の操縦免許に応じた区域であれば制限なく航行することが可能です。</p>
7	講習機 関につ いて	<p>ここから、日頃皆様が疑問に思っていると思われる事項について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、新制度の特定操縦免許講習はどこで開催されているのか？ということですが、いま表示しておりますのが、令和6年9月時点での特定操縦免許講習機関一覧でございます。どちらの講習機関もホームページに</p>

		<p>て講習実施日や場所を掲載しておりますので、ご覧いただきご予約のうえ受講をさせていただきます。</p> <p>また、講習機関の名称に★印が付いている機関がいくつかございますが、これらは、講習機関の住所地だけではなく、複数の県で講習を行っております。どこの県のどの会場でいつ講習が実施されるのか等の詳細は、各講習機関にお問い合わせいただければと思います。</p>
8	申請	<p>そして、実際のお手続きにはどのようなものを持って行けばよいのか？手数料はいくらかかるのか？という内容でございます。</p> <p>まず、旧特定操縦免許証から新特定操縦免許証に切り替える場合には、現有の免許証・規定のサイズのお写真・手数料（1級であれば 2,000 円、2級であれば 1,800 円分の収入印紙）・講習修了書が必要です。なお、1回のお手続きで平水限定の特定操縦免許証から無限定の特定操縦免許証に解除したい場合は、乗船履歴が証明できる書類のご提出が必要です。</p> <p>そして、いったん平水限定の特定操縦免許証の交付を受け、乗船履歴の証明が整ってから限定解除（つまり無限定）の免許証発行のお手続きをされる場合は、現有の免許証・規定のサイズのお写真・1,250 円分の収入印紙・乗船履歴を証明する書類をお持ちください。何度もお伝えしておりますが、経過措置期間中であっても、一度平水限定の特定操縦免許証の交付を受けると、「特定限」の操縦免許証を持っている間は、航行区域が平水に限られますので、ご注意ください。</p> <p>なお、乗船履歴を証明するために必要となる書類は、船員法の適否や事業の内容によって異なります。詳細は、国土交通省の HP にて確認することができます。</p>
9	乗船履歴のカウント方法	<p>次に、平水限定を解除するために必要な乗船履歴「1年」のカウント方法についてご説明させていただきます。</p> <p>先ほど、乗船履歴を証明するために必要な書類は船員法の適否によっても異なりますと申し上げましたが、船員法が適用される船舶、すなわち船員手帳に雇入れ・雇い止めを行っている方については、基本的には船員手帳にて乗船履歴を確認いたします。</p> <p>船員手帳の雇い止が記載されているページに船舶の要目や航行区域、雇入れ日雇い止め日が記載されておりますので、雇入れの日から雇い止めの日までの期間を乗船期間としてカウントいたします。</p> <p>そして、次に船員法が適用されない船舶についてのカウント方法について1例をご紹介します。こちらに掲載しておりますのは、不定期航路の小型旅客船・小型漁船・遊漁船の場合のカウント方法でございます。</p>

		<p>す。乗船した1日1日を単純に数えていくのではなく、任意の1ヶ月間の運航実績の日数をベースに算出いたします。</p> <p>乗船期間中の任意の1ヶ月間の運航実績が月に20日以上ある場合は、事業期間と対象の方の雇用期間が重複する期間を乗船期間としてカウントいたします。つまり、ひと月に20日以上乗船していれば、一ヶ月間丸々乗船していたものとして考えるということです。</p> <p>例えば、2020年・2021年の両年とも、5月～9月までの5ヶ月間、船長として乗船したとすると、5ヶ月の2年分で10ヶ月間丸々乗船したこととしてカウントすることができます。</p> <p>また、乗船期間中の任意の1ヶ月間の運航実績が月20日未満の場合は、事業期間と運航実績の割合で算出した日数をカウントいたします。この割合は、1ヶ月を20日として考え、一月に20日分の何日分乗船したかで算出いたします。</p> <p>例えば、船長業務に1年間従事した船舶の任意の1ヶ月が15日である場合は、20分の15日×360で算出いたします。ここで算出された数字を合算して360日となれば、平水限定から無限定へ解除するために必要である「1年間」を乗船したものとみなします。</p>
10	国土交通省 HP	<p>最後に、国土交通省 HP のご案内をさせていただきます。</p> <p>先ほどご説明しました乗船履歴のカウント方法を使って乗船履歴を証明していただきますが、証明様式や、添付書類について詳しくご案内した資料を掲載しております。</p> <p>URLにて検索していただくか、もしくは、国土交通省・特定操縦免許というワードで検索していただくと、いま表示しております特定操縦免許制度の特設ページをご覧くださいことができますので、実際にお手続きをされる際にはまずこちらをご覧ください、対象の方が乗船されている船舶・事業内容などと照らし合わせてご確認いただければと思います。</p> <p>では、以上にて、海技資格課から議題4の特定操縦免許制度に関するご説明を終了させていただきます。ご静聴ありがとうございました。</p>